

■新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

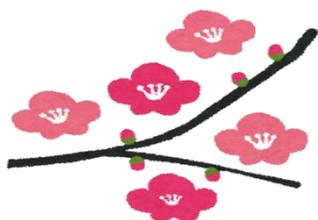
消費者市民ネットとうほくは、2017（平成 29）年 4 月 25 日に適格消費者団体として認定を受けましたが、はや今年で 4 年になろうとしています。

お陰様をもちまして、ネットとうほくには、東北各地から次々と相談や照会が寄せられており（例えば、先日行われた直近の検討委員会では 6 件の新規相談が寄せられています）、また、継続案件も、常時、30 件近い案件を審議しています。更に、差止請求訴訟 1 件が仙台地裁にて継続しており、年度内にも結論がでる状況にあります。

さて、ネットとうほくの検討委員会では、弁護士・相談員らとともに、東北各地の若手学者らが事案検討に参加してくれており、同一会場に一同が揃い、熱のこもった精緻な議論を和気藹々とした雰囲気の中で闘わずことで、楽しく充実した事案検討をなし得る作風を構築し得ている点が特徴です。しかし、昨年からのコロナ禍の出現により、ご多分に漏れず、一同が同じ場に集って熱く議論することがままならない状況になり、やむなく、リアル会議とズーム会議とを併用せざるを得ない実情があります。その結果、どうしても熱を帯びた議論を展開することが難しく、また、多少、脇道にそれた議論の中から斬新なアイデアが飛び出す機会が失われはしないかと憂慮しているところです。今年は、是非とも、コロナを撲滅して、真摯かつ充実した活動を展開したいものと念じているところです。

また、ネットとうほくでは、「消費者被害事例ラボ」（消ラボ）と称する事案研究会を定期的を開催し会員の知見を深める活動を行って参りましたが、同「消ラボ」の活動が昨年 3 月「津谷賞・実践賞」を受賞する榮譽に浴しました。そして、「消ラボ」での研究成果は、先に、「先端消費者法問題研究—研究と実務の交錯—」（民事法研究会）と題する書籍にまとめられ発刊させていただきましたが、今年もまた、その第二巻目を発刊すべく現在鋭意編集中です。近時問題とされている消費者問題ではあるものの、未だ学者の論考が少ないテーマなどについて分かり易くまとめておりますので、発刊の暁には、是非、お買い求めいただければ幸いです。

今年も「ネットとうほく」は、全国の適格消費者団体や消費者問題に携わる多くの方々と連携し、相協力しながら、より活発に活動を展開していく所存です。どうぞ、皆様からの熱いご支援とご協力をお願いさせていただき、新年のご挨拶とさせていただきます。今年もどうぞ宜しくお願い致します。



2021 年 1 月

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長・弁護士 吉岡和弘

■株式会社防災センター訴訟の経過報告

2020年12月25日（金）13時から、株式会社防災センターに対する不当条項使用差止等請求訴訟の和解期日が開催されました。本訴訟においては、10月27日（火）に被告代表者と元従業員の尋問が実施され、双方が最終準備書面を陳述し結審が予定される口頭弁論期日（1月26日（火））が指定されていますが、尋問終了後に裁判所から和解手続きの打診があり、判決に向けた主張書面の準備と並行して和解協議が行われたものです。和解期日においては、事前に当事者双方から裁判所に提出された和解案に基づき協議が行われましたが、双方が求める和解内容には開きがあり、合意には至らず継続協議となりました。次回は、1月14日（木）10時から、第2回和解期日が開催される予定です。同期日で和解が成立しなかった場合、1月26日（火）11時30分からの口頭弁論期日をもって弁論が終結となり、判決言渡期日が指定される見込みです。仙台地裁での訴訟もいよいよ最終局面を迎えます。

■2020年度第4回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」（消ラボ）を開催しました

2020年11月12日（木）18時30分から、仙台弁護士会館において、2020年度第4回消ラボを開催し、Zoomでの参加も含めて17名が参加しました。



講師 小笠原奈菜教授

今回は、「アカウントやIDに関する相続禁止条項の有効性」をテーマに、山形大学の小笠原奈菜教授が講義を行いました。

近時、ドイツにおいて、SNS（Facebook）のアカウントについて、同社のいわゆる追悼条項（利用者の死亡後は、利用者のアカウント情報ではアクセスできなくなる状態にする条項）の有効性が争われた判決があり、それを契機として、学説においてSNS等のアカウントやIDに関する相続禁止条項の有効性の議論が盛り上がって

いる状況があるとのこと。本講義では、この判決及び学説を踏まえ、利用者死亡後にSNSのアカウントが相続できるのかどうか、また、相続性を否定する利用規約が消費者に不当に不利益な条項にならないかどうかについて、検討結果が報告されました。

ドイツにおいても日本と同様に財産は包括承継されるのが原則です。ドイツの学説においては、アカウントの相続禁止条項は包括承継原則に反するものであり、消費者の権利を不当に不利益に制限するものであって、無効となるとの見解が有力です。日本においても考え方が応用できるかという観点でみると、一身専属性があるものは相続を否定されてはいますが、包括承継されることが原則であることは一致していること、裁判所が預金口座の相続性を認めることも共通しています。また、日本においては、取引履歴を相続人へ提供することを最高裁判所が肯定しており、相続人のアクセス権を認めている点や、事業者が受ける不利益の観点からすれば事業者にとそれほど大きな負担にはならない一方で、相続人がアカウントへアクセスできなくなる不利益の方が大きいこと等から、消費者契約法10条で無効とすることは考えられるのではないかと、この考え方の紹介がありました。

続いて、男澤拓弁護士から、関連する問題として、オンラインゲームの会員の資格剥奪（制限）による損害賠償の事例に関する裁判例の紹介がありました。



男澤拓弁護士

意見交換では、SNS 会員の法的性質はどのようなものなのか、亡くなった本人からすれば見られたくないものではないか、最近は漫画などがオンラインで購入できること等から、アカウントにも財産制が高い場合があるのではないかなど、様々な意見や感想が出されました。

今回は、1月18日（月）18時30分から、「企業の『ポイント』付与サービスにおける『ポイント』の法的性質」をテーマに、青森中央学院大学の丸山愛博教授が講義を担当します。引き続き、Zoomでの参加も受け付けております。会員や弁護士、消費生活相談員等の皆さままでご興味のある方は、是非ご参加ください。

■電話相談・情報収集業務を行います



1月19日（火）より5回にわたって、電話相談・情報収集業務を行います。通常は事務局が皆さんからの消費者トラブル情報を受け、検討委員会に繋いでいますが、この期間は、弁護士と消費生活相談員が直接消費者被害・トラブルの相談に応じます。「納得できない!」「これって変じゃない?!」と思われる不当な契約条項や誇大広告、通信販売でのトラブル等がありましたら、下記専用ダイヤルまでお電話ください。



実施日：1月19日、26日、2月2日、9日、16日（期間中毎週火曜日）

受付時間：13時～16時

専用電話：**022-341-2010**

※詳細は同封のチラシ、HPをご覧ください。

■講演会開催のお知らせ

2月20日（土）10:30から仙台弁護士会館4階ホールにて、ネットとうほく2020年度第2回講演会を開催いたします。

政府の推進政策もあり、より身近なものとなった「キャッシュレス決済」。簡単に利用でき便利な一方、不正利用など消費者トラブルも増えています。そこで今回は、

「キャッシュレス決済と消費者トラブル」 をテーマに、

山本国際コンサルタント合同会社代表山本正行氏にご講演いただきます。

山本氏は、クレジットカード、電子マネー等あらゆるキャッシュレスサービスの仕組みやそれが絡む消費者問題等において、日本でもトップレベルの専門家です。日々状況が変わるこの分野について、一緒に勉強してみませんか？

講演会は感染防止対策を行った上で開催いたします。また、Zoomでの参加も可能です。皆さまのご参加をお待ちしております。



日時：**2021年2月20日（土）10:30～12:30（受付10:10～）**

場所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

講師：山本 正行 氏（山本国際コンサルタント代表）

※詳細は同封のチラシ、HPをご覧ください。

■意見書を提出しました

特商法・預託法の法改正が次回通常国会にて行われる予定です。預託法は原則禁止、特商法は定期購入被害等に対応するための法改正です。2020年8月19日、特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会において報告書が提出されました。

ネットとうほくは、法整備の内容の具体化を求めるとともに、喫緊の課題とされている事項や今後の検討課題とされた重要論点について、全国の16の適格消費者団体と連名で2020年12月3日、消費者庁及び検討委員会に対して意見書を提出しました。

意見書は、HPにアップしていますのでご覧ください。また、検討委員会報告書は消費者庁のHP（特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書）でご覧いただけます。

■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、検討委員の山田いずみ弁護士です。

新型コロナウイルスが確認されてから1年が経過しました。今年の今ごろはまだ遠い話だったような気がします。3月からの一斉休校、緊急事態宣言で生活が一変しました。「新しい生活様式」での生活には慣れてきた一方で、収束までの見通しが立たない状況で、社会的不安も高まっているように感じています。

マスクの着用や「ソーシャルディスタンス」など不自由を感じることも多いですが、ネットとうほくの検討委員会などの会議、依頼者との打ち合わせ、さらに裁判も、オンラインで、事務所で参加できるようになり、便利になったこともあります。移動時間を考えなくてよいので会議等への参加がしやすく、遠方の人との打ち合わせもスムーズに行えるようになりました。

便利になった反面、会議が多くなってしまったり、直接雰囲気を感じることができないことがもどかしい場合や、自分の発言への反応が感じづらく不安になったり、発言しづらいと感じる場合があります。人間のコミュニケーションには言葉だけではなく、表情や雰囲気などが重要なことを再認識しています。

オンライン会議に有用性はありますので、今後も活用されると思いますが、やはり直接会うということも大事になってくるのでしょう。

特に、消費者問題を含む法律問題に直面してしまった方は、強い不安をお持ちだと思うので、ソーシャルディスタンスを取り、感染予防を十分にしながらも、直接お会いしてお話を聞くことも意識していきたいと思っています。

対面での会議や懇親会ができる日を心待ちにしつつ、新型コロナウイルスに対してだけでなく、新型コロナウイルスにより発生した消費者問題を含む法律問題にも立ち向かっていきたいと思いません。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp